



茨城県

令和5年度

茨城県の監査

監査のあらまし

令和4年度監査等実施結果

令和5年6月

茨城県監査委員事務局

目 次

I 監査制度の概要

1 監査委員とは	1
2 茨城県の監査委員は4人	1
3 監査専門委員とは	1
4 監査委員制度について	2
5 監査基準	4
6 監査の対象及び報告・公表	6

II 監査・審査・検査の種類

1 監査・審査・検査の種類	7
---------------	---

III 監査計画

1 監査計画	9
--------	---

IV 監査結果（令和4年度）

1 定期監査	15
2 随時監査	16
3 財政的援助団体等の監査	17
4 行政監査	18
5 決算審査及び基金運用状況審査	20
6 健全化判断比率等審査	24
7 内部統制評価報告書審査	25
8 住民監査請求に基づく監査	26

V 監査結果に対する措置状況

1 監査結果に対する措置状況	28
----------------	----

VI 外部監査制度

1 外部監査制度とは	31
------------	----

VII 監査委員事務局

1 監査委員事務局	34
-----------	----

I 監査制度の概要

1 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される地方公共団体の長から独立した独任制の執行機関です。

知事から独立した立場で、県の財務や事務・事業等の執行の正否や適否を茨城県監査基準に基づき監査等を行い、その結果を公表することによって、県民や議会等が正しい判断をするもとなる情報を提供します。

※独任制

それぞれの監査委員が独立して職務を行うことです。このため、教育委員会のように「監査委員会」とは呼びません。ただし、監査の結果に関する報告の決定又は意見の決定は、監査委員の合議によるものとされています。

2 茨城県の監査委員は4人

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、行政運営に関し優れた識見を有する者と県議会議員のうちから、議会の同意を得て知事が選任します。

茨城県では、識見を有する者から2人、議員から2人の計4人が、監査委員に選任されています。識見を有する者から選任した監査委員のうち1人は常勤と定められています。

3 監査専門委員とは

監査専門委員は、地方自治法の一部改正に伴い、監査委員の監査・審査等に必要な専門性を補完するため、設置することができることになった制度です。

茨城県では、令和2年度から設置し、弁護士1名と公認会計士1名が、住民監査請求などに対する高度な法律判断に基づく助言や公営企業会計決算審査などに対する専門的な会計知識に基づく助言を行っています。

<令和5年4月1日現在の監査委員構成>

氏名	区分	就任年月日	任期
川津 隆	議会選出委員 (非常勤)	令和5年1月23日	議員の任期
戸井田 和之	議会選出委員 (非常勤)	令和5年1月23日	議員の任期
澤田 勝	識見委員 (代表監査委員・常勤)	令和4年7月1日	4年
羽生 健志	識見委員 (非常勤)	平成28年10月1日 (令和2年10月1日再任)	4年

<令和5年4月1日現在の監査専門委員構成>

氏名	区分	任期
大和田 一雄	弁護士	令和2年6月4日～令和6年6月30日
蛭田 清人	公認会計士	令和2年6月4日～令和6年6月30日

4 監査委員制度について

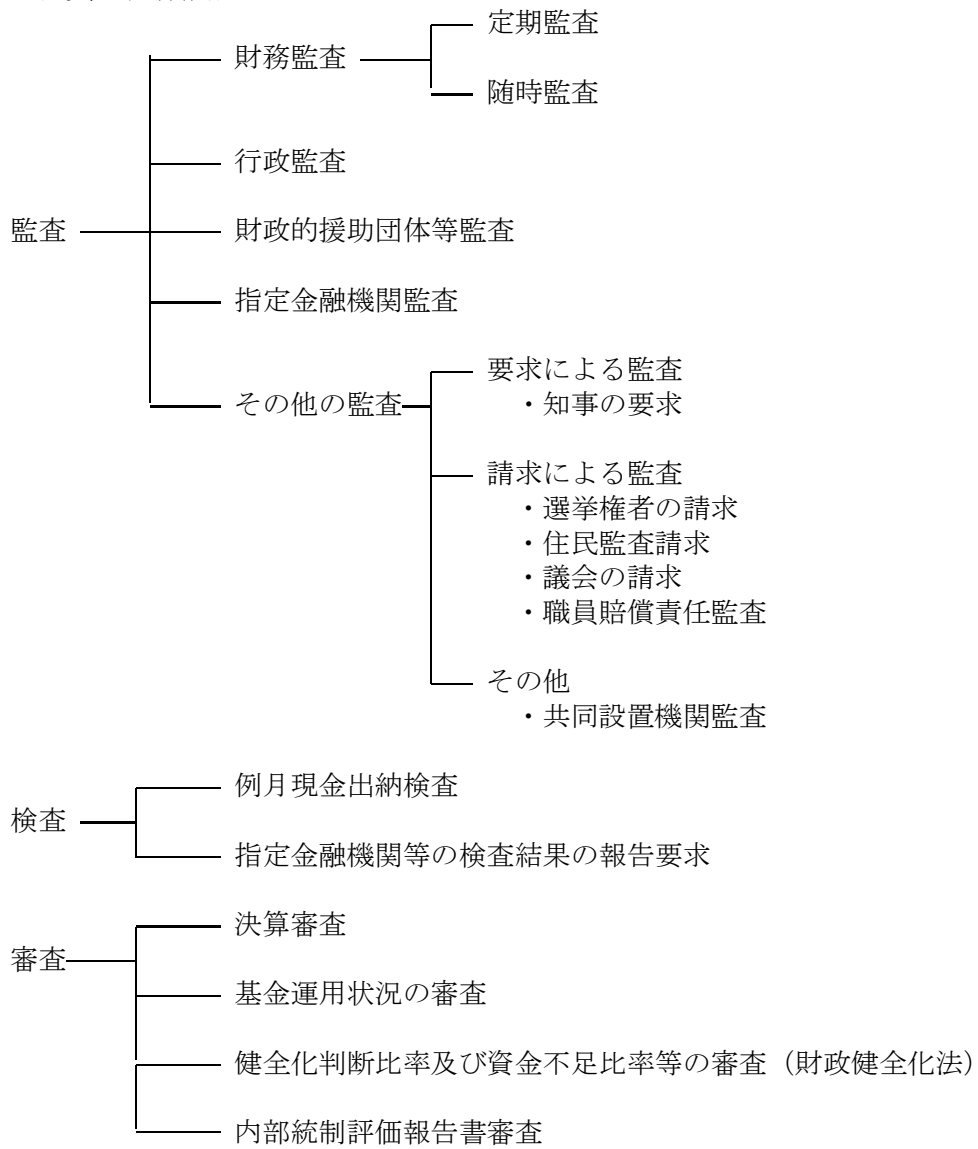
(1) 根拠法令

監査委員—— 地方自治法第195条 —— 茨城県監査委員に関する条例
(監査委員の設置及び定数)

監査委員制度に係る地方自治法の改正の概要

- 昭和22年制定 監査委員は必置定数4人とされた。
- 昭和31年改正 財政的援助団体等に対する監査制度が整備された。
- 平成3年改正 行政監査制度が整備された。
- 平成9年改正 外部監査制度が整備された。
- 平成18年改正 識見を有する監査委員の数を条例で増加できることとされた。
- 平成29年改正 監査委員が監査基準を定め、公表することとされた。
監査結果に対する措置について勧告できることとされた。
条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることとされた。
監査専門委員を置くことができることとされた。

(2) 監査委員の職務権限



5 監査基準

監査基準は、法令の規定に基づいて、監査、検査、審査その他行為の適切かつ有効な実施を図るための基準で、各地方公共団体の監査委員が行う監査は、この監査基準にしたがって行うこととされています。

監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定めることとされ、茨城県においても令和元年12月4日茨城県監査基準を公表し、令和2年4月1日から施行されました。

【茨城県監査基準について】

○監査委員が行う監査

茨城県の事務の執行・管理について以下の観点から監査を行っています。

合規性	→ 法令に適合しているか	} 3Eの観点 経済性 Economy 効率性 Efficiency 有効性 Effectiveness
正確性	→ 正確に行われているか	
経済性	→ 節約できるものはないか、無駄はないか	
効率性	→ より効果的な方法はないか	
有効性	→ 成果は適切か、十分な費用対効果はあるか	



(効率的で無駄のない事務事業の執行)

県民の福祉の増進

○監査の計画的な実施

組織が持つリスクや過去の監査結果などから、監査を効率的かつ効果的にできるように年間監査等実施計画を策定し、この計画に基づき監査を実施します。

○監査等の実施

1 リスクの程度や内容に応じた監査等の実施

各機関でリスクが高いと考えられる事項や過去の監査結果などから、リスクを特定し、リスクに応じた監査を実施することとしています。

なお、茨城県では財務監査項目で特に必要と認める項目について、全機関共通して実施する「重点監査項目」を設定して監査を実施しています。

2 内部統制に依拠した監査等の実施

都道府県では、令和2年4月1日から、内部統制を実施するための体制の整備が法令

で義務付けられ、茨城県でも導入されました。内部統制の進捗状況を踏まえ、適正な財務事務の執行に資するよう、定期監査の方法等について引き続き検討してまいります。

<コラム> 地方自治法における監査基準の位置づけ

監査基準は、平成 29 年の地方自治法改正で新たに規定されました（施行は令和 2 年 4 月 1 日）。

これは、法律ですべての地方公共団体で監査基準の策定を義務付けることによって、監査を実施するに当たって遵守すべき基本原則を明らかにし、監査の質や住民の監査に対する信頼性の向上を図ろうとするものです。

6 監査の対象及び報告・公表

監査委員は、県の全ての機関のほか、出資法人など県が出資している団体や、県が補助金その他の財政的援助を行っている団体等を対象に監査を行います。

監査委員が行った監査の結果は、報告として決定し、これを関係機関に提出し、公表します。関係機関は、監査結果に対する改善のための措置を講じたときは、監査委員に措置の内容を通知し、監査委員は通知の内容を公表します。

県の機関の監査の対象は、県の財務に関する事務の執行及び地方公営企業の経営に係る事業の管理、普通地方公共団体の事務の執行になります。

監査結果の報告の決定は、監査委員の全員の協議により意見を一致させる合議により行うこととされています。

公表については、県ではインターネットを利用して年4回実施しています。

<コラム> 合議できなかった場合は…

監査結果の報告の決定は、監査委員全員の合議によることとされていますが、仮に監査委員の意見が合わず意見の一致を図れない場合はどうなるのでしょうか、監査結果を出せなくなってしまうのでしょうか。

そのような場合にも、法律上規定があり、意見が一致しない事項があること、その事項についての監査委員それぞれ意見を公表することになっています。各監査委員の意見を尊重するとともに、県が多様な意見を踏まえて対応できるよう制度的に保障されています。

Ⅱ 監査・審査・検査の種類

1 監査・審査・検査の種類

監査委員は、地方自治法などの法令により、様々な種類の監査を行っています。

監査等の種類	区分 ※1	概 要	根拠法令 ※2
定期監査	①	毎年実施する県の事務及び事業の全般を対象とした監査	自治法 199 条 4 項
財政的援助団体等監査	② ③	県が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査	自治法 199 条 7 項
行政監査	②	特定の事務又は事業を選定して行う監査	自治法 199 条 2 項
随時監査	②	監査委員が必要と認めるときに行う県の事務及び事業の全般を対象とした監査	自治法 199 条 5 項
例月現金出納検査	①	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査	自治法 235 条の 2 1 項
普通会計決算審査	①	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査	自治法 233 条 2 項
企業会計決算審査	①	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査	公企法 30 条 2 項
基金運用状況審査	①	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査	自治法 241 条 5 項
健全化判断比率等審査	①	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、県の財政状況を表す指標に対して行う審査	財政健全化法 3 条 1 項、22 条 1 項
内部統制評価報告書審査	①	知事からの審査依頼により、県の内部統制評価報告書について行う審査	自治法 150 条 5 項
住民監査請求に基づく監査	③	県の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、県民から監査請求がされたものについて行う監査	自治法 242 条 4、5 項

直接請求に基づく監査	③	有権者総数の 50 分の 1 以上から監査の請求があったときに行う監査	自治法 75 条 3 項
議会の請求に基づく監査	③	議会から監査の請求があったときに行う監査	自治法 98 条 2 項
知事の要求に基づく監査	③	知事から監査の要求があったときに行う監査	自治法 199 条 6 項
指定金融機関等監査	② ③	指金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務についての監査	自治法 235 条の 2 2 項、公企法 27 条の 2 1 項
職員の賠償責任に関する監査	②	職員の財務会計行為により普通地方公共団体に損害を与えたと認めるとき、賠償責任の有無等についての監査	自治法 243 条の 2 の 2 3 項 公企法 34 条

※1 区分欄

- ①毎年必ず行う監査等
- ②任意に行う監査等
- ③長、議会、住民、公営企業管理者からの請求により行う監査等

※2 根拠法令欄

- 自治法 … 地方自治法
- 公企法 … 地方公営企業法
- 財政健全化法 … 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

Ⅲ 監査計画

1 監査計画

監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、毎年、年間監査実施計画を策定し、これに基づき監査を実施します。

監査委員は、監査等を行うにあたっては、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度、過去の監査結果、監査資源等を総合的に勘案し、あらかじめ年間計画を策定し、これに基づき監査を実施しています。監査計画は、監査委員の合議を経て前年度末までに策定することになっています。

監査計画には、基本方針、監査種別実施方針、監査対象機関、監査の方法、監査時期、重点監査項目、実施体制等を定めることになっています。

令和5年度監査等実施計画

第1 基本方針

県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを一体的に推進しており、今後とも、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢を徹底し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新しい茨城」づくりに全力で取り組んでいくとしている。

一方、本県の財政状況は、企業収益の増加に伴う法人事業税の増収などにより県税収入が増加する見込みではあるが、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の増や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化への対応などによる財政構造の硬直化に加え、燃料価格・物価高騰の影響や新型コロナウイルス感染症の動向により、予断を許さない状況にある。

このような状況を踏まえ、「茨城県監査基準」に基づき、事務の管理及び執行等について、内部統制の運用に留意し、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、住民の福祉の増進に資することを目的とし、監査、検査、審査を実施する。

第2 監査種別実施方針

1 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

予算の執行等の財務に関する事務や経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかなど、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重

視した監査を実施する。

- (1) 従来の財務監査に加えて、各機関における内部統制の取組状況を確認し、その整備・充実につながる監査を実施する。
- (2) 事務事業の成果や効果について、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、事務事業のあり方について、改善を促す事項について意見し、事務事業の改善につながる監査を実施する。
- (3) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、包括外部監査等の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

2 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

県出資団体等が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した会計処理がなされているかなどについて、監査を実施する。

(1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規程等に従って適正に行われているかなどについて監査を実施する。

(2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査を実施する。

(3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定等に基づいて適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査を実施する。

3 行政監査（地方自治法第199条第2項）

県の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等について、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施する。特に、「公共施設の老朽化（長寿命化）対策」について行う。

4 随時監査（地方自治法第199条第5項）

県の事務事業の執行に関する課題、予備監査等によって把握した課題及び県民が特に関心を持っている事業や、社会的に大きな課題になっている事項等について、必要と認めるときは監査を実施する。

第3 監査の実施計画

1 定期監査

(1) 監査対象機関

監査対象機関は、「茨城県行政組織規則」第4条に規定する本庁の課並びにチーム及びセンター、県北振興局、労働委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、県議会事務局、教育庁の課、警察本部、「茨城県財務規則」に規定する公所及びか所、「茨城県企業局組織規程」第2条に規定する本局及び出先機関、「茨城県病院局組織規程」第2条に規定する本局及び病院とし、機関数は383（本庁101、出先282）とする。

(2) 監査の方法

監査は、職員による事前監査（予備監査）と監査委員による監査（委員監査）を、それぞれ実地または書面で実施する。

また、監査事務の効率化に資するため、ICTを活用した監査を実施する。

(3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね次の期間に実施する。

ア 本庁機関は、5月から8月にかけて実施する。

イ 出先機関は、概ね9月から2月にかけて実施する。なお、企業会計機関にあっては、5月から7月にかけて実施する。

(4) 重点監査項目（別紙1 令和5年度定期監査に係る重点監査項目の設定について）

監査を重点的かつ効率的に実施するための重点監査項目は、次のとおりとする。

- ・テーマ：内部統制の取組状況について

（調定・契約事務・支出のリスク対応策への取組）

- ・着眼点：リスク対応策は適切に整備されているか。

内部統制体制が、ミスの防止や問題の早期発見につながるなど、効果を発揮し機能しているか。

特に、調定、契約手続、負担行為・支出命令は適切に行われているかを重点的に確認する。

(5) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、監査等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき計画的に配置する。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査実施機関

監査実施機関は、「財政的援助団体等選定基準」を踏まえ、前年度までの監査状況及び監査結果等を勘案して選定し、機関数は28（出資団体16機関、補助金等交付団体5機関、公の施設の指定管理者7機関）とする。

(2) 監査の方法

監査は、予備監査及び委員監査を、それぞれ実地または書面により行う。

(3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね6月から2月にかけて実施する。

(4) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、実施要領に基づき計画的に配置する。

3 行政監査（地方自治法第199条第2項）

定期監査に合わせて実施する。

4 随時監査（地方自治法第199条第5項）

随時監査等実施要領に基づき実施する。

第4 検査、審査、請求等による監査等

1 検査及び審査

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納については、毎月定例日に委員による検査を実施する。

委員による実地検査は、会計管理者については6月に、公営企業管理者及び病院事業管理者については7月に実施し、その他の月については書面で実施する。

職員による予備検査については、毎月書面（一部実地）により実施する。

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

定期監査、例月現金出納検査その他の監査を踏まえ、令和4年度の普通会計及び公営企業会計の決算審査を実施する。

決算審査については、概ね8月までに行うものとする。

(3) 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）

知事から審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎事項書類並びに資金不足比率及びその算定基礎事項書類の審査を、概ね8月までに行うものとする。

(4) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項、第6項）

知事から審査に付された財務事務に係る内部統制の評価報告書について、内部統制の評価に係る資料及び定期監査の結果等に基づき、概ね8月までに、審査を行い意見を付すものとする。

2 請求等による監査

地方自治法に定める請求等による監査については、法令の規定に基づき実施する。

- ・住民の請求による監査（地方自治法第242条第1項）
- ・直接請求による監査（地方自治法第75条第1項）
- ・議会の請求による監査（地方自治法第98条第2項）
- ・知事の要求による監査（地方自治法第199条第6項、7項、第243条の2の2第3項）
- ・指定金融機関等監査（地方自治法第235条の2第2項）

第5 その他

1 監査における専門性の強化

監査専門委員から、公営企業会計監査や決算審査における指導助言や、住民監査請求等における法的な助言を受けることにより、専門性の高い分野の強化を図る。

2 監査に関する公表等

(1) 監査に関する公表

地方自治法に基づく監査結果等の公表はインターネットを利用して行う。

ア 定期監査及び財政的援助団体等監査

監査の結果に関する報告に合わせて、原則として年4回公表する。

イ 決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査

決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について知事が議会に提出する時期に合わせて公表する。

ウ 行政監査

定期監査に合わせて公表する。

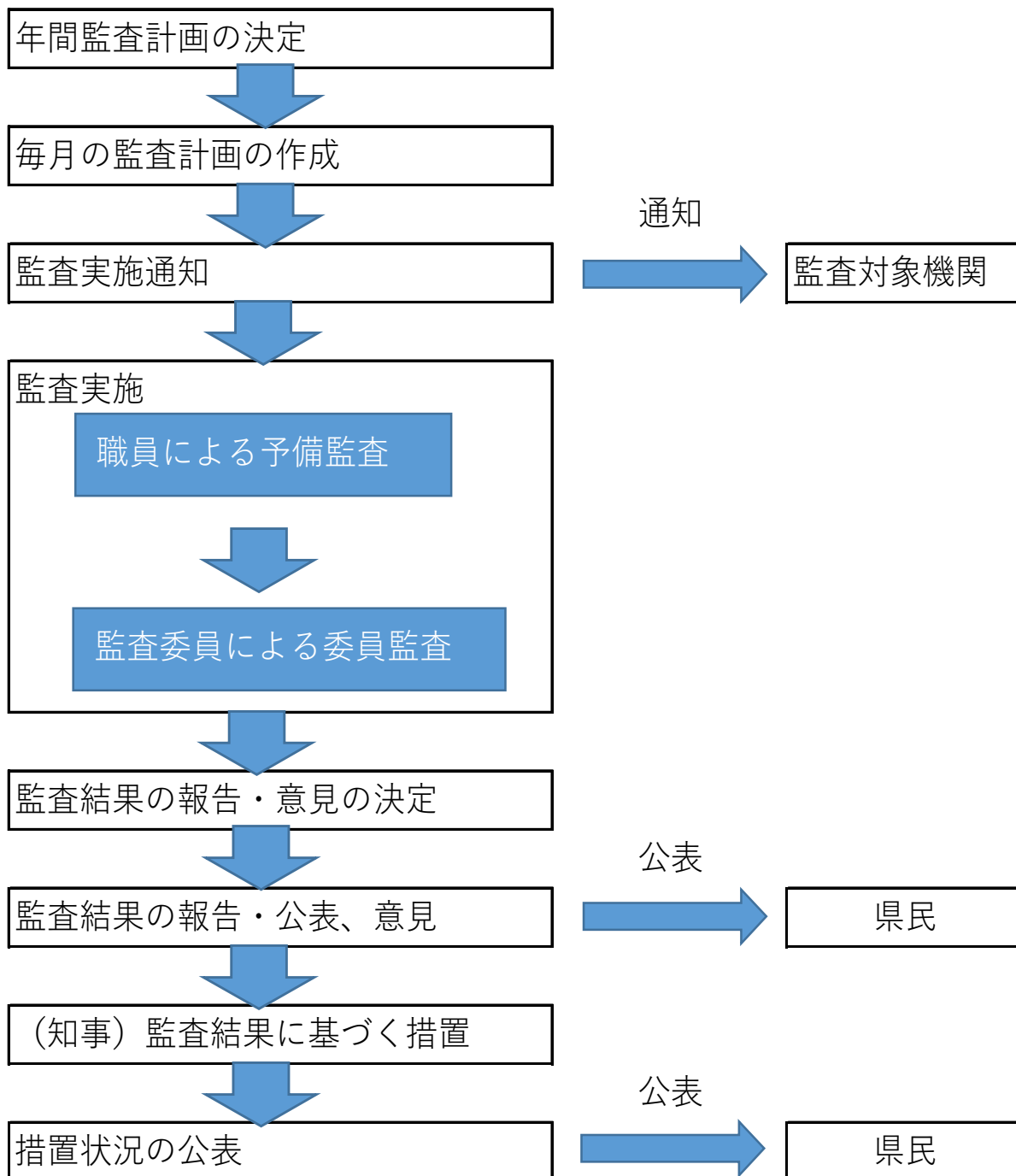
(2) 監査結果等の活用

監査を通じて把握した事実や課題等について、監査の成果をより効果的なものとするため、関係部局と連携し、類似事案の再発防止や内部統制の強化につなげる。

また、再発防止につなげるため、監査結果を整理し、職員が誤りやすい事務処理などを全職員にネットワークを活用し周知する。

【参考】

監査事務の流れ



IV 監査結果(令和4年度)

1 定期監査

地方自治法の規定に基づき、県の全機関を対象に年1回、定期監査を実施しています。令和4年度は379機関を対象に監査を実施しました。

定期監査においては、財務事務や経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかどうかなど、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し、事務事業の改善につながる監査を実施しています。

監査の結果

指摘が2件、注意が8件ありました。

主な内容

○指摘

- ・口座振込による県税の過誤納金還付処理において、支払不能となった事案の再支払手続を行っていないもの
- ・道路占用許可において、担当者が決裁を経ずに許可書を交付するなど不適切な事務処理を行ったもの

○注意

- ・個人情報を含むパソコン1台を紛失し、必要な報告を行っていないもの
- ・手続の誤りにより、補助金を過大に交付していたもの
- ・公有財産の貸付けに係る収入手続が遅延していたもの
- ・処分した固定資産の処分報告を行っていないもの
- ・契約手続の手順を誤るなど、不備が多数あったもの
- ・適切に管理されていない原乳を出荷し、全量廃棄となり損害を与えたもの
- ・契約履行期間の変更に関する契約事務手続がなされていないもの

指摘：事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項

注意：事務事業の執行に適正を欠き、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項

このほか、事務事業の執行に大きな影響を及ぼさない誤り等の改善事項の場合は、指導としています。

また、監査委員は、監査結果に基づき必要と認めるときは、県の組織または運営の合理化に資するために、監査結果の報告書に添えて、意見を提出できます。

2 随時監査

随時監査とは、定期監査が会計年度ごとに期日を定めて行うのに対し、県の事務事業の執行に関する課題や社会的に大きな課題になっている事項などについて、監査委員が必要と認めるときに随時に実施するものです。

<随時監査の実施状況>

年度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
実施機関数	0	0	2	0	1	0

<コラム> 随時監査と定期監査

随時監査と定期監査では、監査対象はどちらも「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」と同じです。異なるのは、会計年度ごとに期日を定めて行うのか（定期監査）、監査委員が必要と認めるときに行うのか（随時監査）という実施の時期のみです。

3 財政的援助団体等の監査

県の出資法人、補助金等が交付されている団体、公の施設の指定管理者を対象に、事業の執行状況、資金の出納状況、事業活動や施設の管理状況について、茨城県監査基準に基づいて監査を実施しています。

茨城県では、毎年度一定の基準に基づいて団体等を選定し監査を実施しています。令和4年度は、監査対象の延べ249団体のうち、27団体に対して監査を実施しました。

監査の結果

指摘、注意、意見はありませんでした。

<コラム> 財政的援助団体への監査の範囲

財政的援助団体への監査の範囲について、法律上は「出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」と規定されています。実際には、県からの出資、補助、公の施設の指定管理ごとにその目的、会計規定に沿って事務が行われているか監査を行います。

監査権の及ぶ範囲は、あくまで財政的援助に係る出納その他の事務の執行であり、無条件に経営全般にわたる出納その他の事務の執行まで対象になるものではなく、また、財政的援助団体はそれぞれ自主的に活動を行っており、さらに独自に監査機能を持っていることから、そのことにも配慮、調整が必要になります。

4 行政監査

県の事務が法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、県民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているかについて監査を実施しています。

監査の結果

令和4年度は、「情報管理の取組状況」をテーマに、県の各機関における情報管理の不適切事案の発生防止に向けた体制や、情報端末等を利用する際のセキュリティ対策などの実態について379機関^(※1)(本庁99、出先280)を対象に実地又は書面による監査^(※2)を実施しました。

(※1) 「茨城県行政組織規則」第4条に規定する本庁の課並びにチーム及びセンター、県北振興局、労働委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、県議会事務局、教育庁の課、警察本部、「茨城県財務規則」に規定する公所及びか所、「茨城県企業局組織規程」第2条に規定する本局及び出先機関、「茨城県病院局組織規程」第2条に規定する本局及び病院。

【実地による予備監査：174機関（本庁68機関 出先等106機関）書面による予備監査：205機関（本庁31機関 出先等174機関）】

(※2) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づき実施する定期監査の前に、事務局職員が実地で行う、いわゆる予備監査の際に合わせて、各機関の関係職員から直接ヒアリングを行うとともに、情報管理にかかる関係書類等の確認を行った。また、書面のみによる予備監査の場合は、各機関から提出された監査調書などをもとに情報管理の取組状況を確認し、必要に応じて電話などでヒアリングを行った。

監査の着眼点(情報管理の取組状況)

- (1) 当該機関が特に重要と考えている情報管理の取組
 - ・情報の流出・漏えい、紛失等を防止するため特に重要と考えている取組は何か
 - ・適正に取り組んでいるか
- (2) これまでに発生した当該機関における情報漏えい等の不適正事案
 - ・事案があった場合、再発防止策が順守されているか
- (3) 個人情報など不開示に相当する情報資産の取扱い
 - ・保有している場合、どのように取り扱っているか
 - ・紙ファイルについて、一般県民が立ち入れる場所（廊下等）に保管されていないか
 - ・特定個人情報の保管は、鍵付きのロッカーに保管しているか
 - ・委託先とのデータのやり取りにあたり暗号化などの安全対策を行っているか
- (4) 電子メール一斉送信時の取扱い
 - ・BCCを徹底しているのか
 - ・メールの誤送信を起ささないための注意喚起をしているか
- (5) ファックス送信時の機密情報の取扱い

- ・事前の送信テスト、複合機に番号を登録してから送信しているか
- ・複合機等に誤送信を起こさないための注意喚起のメッセージを貼ってあるか
- (6) ホームページで公開されている情報の取扱い
 - ・公開する前に、担当者と承認者等複数の者で内容をチェックしているか
- (7) 情報セキュリティ事案が発生した場合の体制
 - ・情報漏えい等の事案が発生した場合、速やかな初動対応がとれるようにどのような取組をしているのか
- (8) 電磁的記録媒体の管理
 - ・USBメモリ等の貸出し・返却の都度、その記録を作成しているか
 - ・所管している機器の保管状況を定期的に確認しているか
 - ・長期に渡り貸し出している事例はないか
- (9) 情報セキュリティ教育
 - ・所属職員に対する情報セキュリティ教育を実施しているか

◇ 主な監査結果

各機関における情報の漏えい、紛失等を防止するための対策について、組織として十分に認識し、セキュリティ対策が整えられていることが、概ね確認することができたが、一部の機関で電磁的記録媒体（USBメモリ）の管理が不適切な事例が確認された。

1 長期間にわたる複数のUSBメモリの貸出し

情報セキュリティ管理者は、所属職員がUSBメモリを利用する場合、その都度、貸し出すとともに、利用の目的が達せられたときは、速やかに返却させなければならないが、複数のUSBメモリを所属職員へ長期にわたり貸し出したままとしているなど、管理が不適切であった。（教育庁2機関）

2 USBメモリの貸し出し記録の未作成

情報セキュリティ管理者は、USBメモリの貸し出し及び返却の都度、その記録を作成しなければならないが、貸し出しの記録を行う利用記録台帳等そのものが作成されていないなど、管理が不適切であった。（保健医療部1機関）

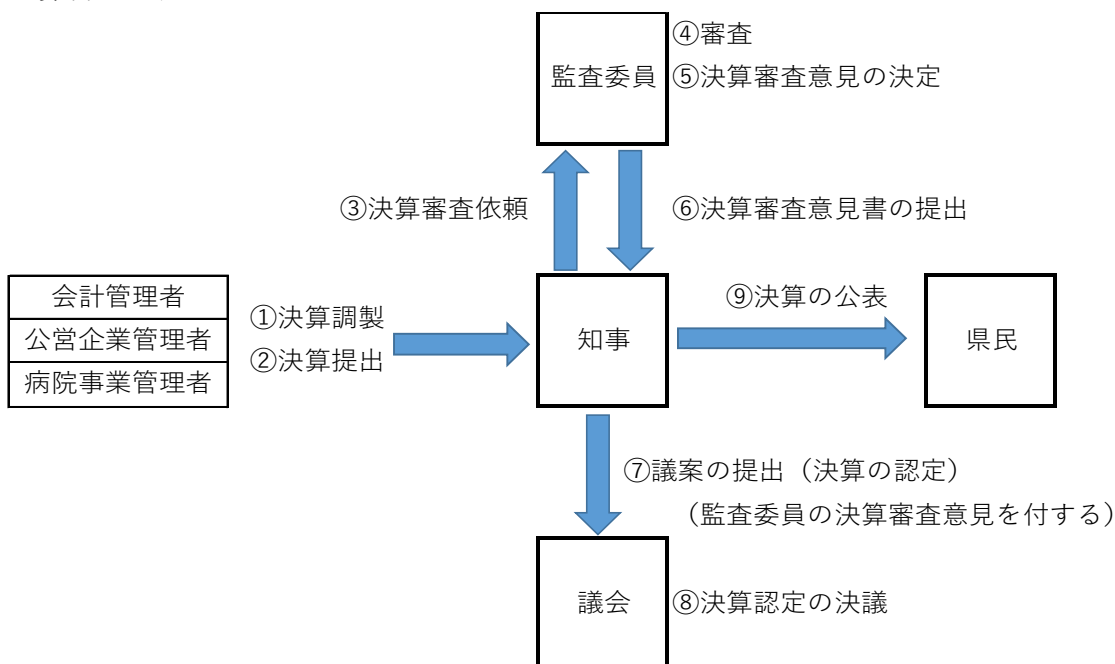
<コラム> 行政監査の範囲

行政監査の範囲について、法律上は「必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる」と規定されています。実際には、地方公共団体は地方自治法において、最少の経費で最大の効果を挙げ、常に運営の合理化に努めることとされていますので、事務の執行が、経済的、効率的、効果的に行われているか監査をしています。

5 決算審査及び基金運用状況審査

監査委員は、知事の依頼に基づき、普通会計（一般会計・特別会計）及び企業会計（水道事業、病院事業等）の決算や、基金の運用状況を審査し、意見書を提出します。知事は決算に監査委員の意見を付けて議会の認定を受けます。

決算審査の流れ



(1) 決算審査

① 令和3年度茨城県歳入歳出決算審査（普通会計）

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書等について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・ 決算の計数は正確であるか
- ・ 予算執行は、適正かつ効率的に行われているか
- ・ 収入及び支出に係る事務は、関係法規に適合して処理されているか

審査の結果

令和3年度茨城県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票等と合致し、正確であることを確認しました。

予算の執行は、事務の一部に改善を要する事項が見受けられたが、概ね適正に処理されているものと認められました。

審査意見

健全な財政構造の確立について

- ・ 歳入は増加しているが、将来的には不透明な見通しである。
歳出は、定型業務の効率化・省力化や経費の節減合理化などの改革への取り組みに一定の成果が認められる。
- ・ 社会保障関係費等の義務的な経費の増加により、今後の財政運営はこれまで以上に厳しくなることが見込まれる。
引き続きあらゆる歳入確保対策に取り組み、将来にわたって持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。
- ・ 将来の世代に負担を残さないためにも、引き続き県債の新規発行を抑制し、県債残高の縮減に努め、プライマリーバランスにおける黒字が継続するよう財政健全化の推進に努められたい。

収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

- ・ 今後も、税負担の公平性と歳入確保の観点から、県税収入の確保に努められたい。
- ・ 県税以外（使用料、貸付金等）については、弁護士法人への債権回収業務の委託などを効率的に行いながら、引き続き債権回収に努められたい。
- ・ 不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等を徹底し、漫然と時効を迎えることのないよう、負担の公平・公正性の確保に努められたい。

財産の管理・処分について

- ・ 公共施設等の管理については、今後、老朽化対策に要する費用の増加が見込まれる。今後も、財政負担の軽減・平準化を図りながら、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施されたい。
- ・ 分譲を目的とした保有土地については、引き続き企業立地補助金等の立地促進策を活用して工業用地等の処分推進に努められたい。

事務事業の適正な執行について

- ・ ICTの活用や、幹事課・会計管理部門などを含めたチェック機能の強化、財務に関する職員研修の充実などを図り、真に実効性のある内部統制の推進に努められたい。
- ・ 今後も、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、多様な主体との連携を一層強化し、常に経済性・効率性・有効性を念頭に置きながら事務事業の適正な執行に努められたい。

<コラム>

○プライマリーバランス

公債費を除く歳出が、県債・基金繰入金等を除いた歳入で賄えているかどうかを示す財政収支のこと。

- ・令和3年度一般会計の歳入歳出決算におけるプライマリーバランス
⇒247億円の黒字（前年比91億円減少）

② 令和3年度茨城県公営企業会計決算審査（企業会計）

水道事業、工業用水道事業、地域振興事業、病院事業、鹿島臨海都市計画下水道事業、流域下水道事業の各会計の決算について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・決算書類が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ・事業の運営が経済性を発揮するとともに、公共性の確保がなされているか

審査の結果

決算書類は、各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していました。また、事業の運営については、概ね適正に行われたものと認められました。

審査意見

公営企業管理者が所管する水道事業会計、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計、会計管理者が所管する鹿島臨海都市計画下水道事業会計及び流域下水道事業会計は、当年度純利益を計上し、経営状況は概ね良好に推移した。引き続き健全経営の維持に努められたい。

病院事業管理者が所管する病院事業会計は、当年度純利益を計上し、経営状況は前年度に引き続き良好に推移した。今後も収益確保や経費削減に取組み、経営の改善に努められたい。

<コラム>

○地方公営企業

地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給や、下水の処理、医療の提供など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っております。これらの事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼んでいます。

(2) 基金運用状況審査

○ 令和3年度茨城県基金運用状況審査

茨城県美術資料取得基金及び茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・運用状況調書の計数は正確であるか
- ・運用は、設置の目的に沿って、所定の手続きに従い、確実かつ効率的に行われているか

審査の結果

計数は正確であることを確認しました。

また、各基金とも設置の目的に沿って、所定の手続に従い、確実かつ効率的に運用されているものと認められました。

審査意見

今後とも基金の設置目的に沿って、需要動向を的確に把握し、確実かつ効率的な運用に努められたい。

<コラム>

○茨城県美術資料取得基金

茨城県近代美術館及び茨城県陶芸美術館の用に供するための美術資料を円滑かつ効率的に取得するため設置されている。

○発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金

発電用施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域の住民が通常通勤することができる地域における企業立地の促進を図るための資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置されている。

6 健全化判断比率等審査

知事は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と資金不足比率を、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、また、その比率を公表しなければなりません。

監査委員は、知事からの依頼を受け、各比率の算定に誤りはないか、算定基礎事項書類が適正に作成されているかなどを審査し、審査意見書を知事に提出します。

審査の結果

①健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率は適正に算定され、算定基礎事項書類は適正に作成されているものと認められ、早期健全化基準を超えているものはありませんでした。

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	—	8.75%
③実質公債費比率	9.2%	9.5%	25%
④将来負担比率	172.8%	196.9%	400%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支及び連結実質収支が黒字であり算定されないことから「—」と記載しています。

②資金不足比率

審査に付された資金不足比率は適正に算定され、算定基礎事項書類は適正に作成されているものと認められ、対象となる公営企業会計等において資金不足額は生じていませんでした。

審査意見

本県財政は徐々に改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いているので、引き続き財政の健全化に努められたい。

<コラム> 健全化判断比率について

- ①実質赤字比率：一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
- ②連結実質赤字比率：全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
- ③実質公債費比率：公債費や実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合
- ④将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

<コラム> 本県において資金不足比率算定の対象となる公営企業会計等（8会計）

水道事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計、病院事業会計、鹿島臨海都市計画下水道事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計

7 内部統制評価報告書審査

知事からの審査依頼に基づき、財務事務に係る内部統制の評価報告書について、内部統制の評価に係る資料及び定期監査の結果等により審査を行い、意見書を提出します。知事は、内部統制評価報告書に監査委員の意見書を付して議会に提出します。

内部統制評価報告書の審査は次のような観点から行います。

- ・茨城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- ・内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

知事が作成した令和3年度内部統制評価報告書について、必要に応じて関係部局に説明を求めるとともに定期監査等において得られた知見を利用し、審査を行いました。意見書は、監査委員の合議を経て、知事に提出しました。

審査の結果

令和3年度茨城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。なお、重大な不備については、今後、内部統制の適切な運用に努められたい旨付記しました。

[参考] 令和3年度茨城県内部統制評価報告書の概要

<評価手続> 総務省のガイドラインに基づき、財務に関する事務に係る評価を実施。

<評価結果> 評価対象期間（令和3年度）中における運用上の重大な不備（※）を把握したため、県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断。

※重大な不備（1件）

- ・道路の占用許可等において、決裁を経ずに道路占用許可書等に公印を押印して相手方に交付するなどした事案

<コラム> 内部統制と定期監査

監査委員は、地方自治法に基づき、知事が作成した内部統制評価報告書の審査を行うこととされています。

この審査を適切に行うため、県の各機関に対して定期監査を行う際、内部統制の取組状況を確認することとしています。また、内部統制評価報告書に記載された重大な不備については、その後の措置状況を併せて確認することとしています。

なお、定期監査の方法等については、内部統制の進捗状況を踏まえ、適正な財務事務の執行に資するよう、引き続き検討してまいります。

8 住民監査請求に基づく監査

住民監査請求とは、県民の方が、県の執行機関や職員による財務会計上の違法または不当な行為があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止や是正等の必要な措置を講じるよう請求できる制度です。

住民監査請求の対象となるのは、県の執行機関や職員の違法または不当な財務会計上の行為により、県に損害を生じさせるものです。なお、財務会計上の行為とは、次に掲げるものです。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 公金の支出 | (4) 債務その他の義務の負担 |
| (2) 財産の取得、管理、処分 | (5) 公金の賦課、徴収を怠る事実 |
| (3) 契約の締結、履行 | (6) 財産の管理を怠る事実 |

令和4年度は住民監査請求が5件あり、「公共工事請負契約の落札者決定基準（総合評価方式）に係る住民監査請求」外1件について監査を実施しました。監査結果の概要は下記のとおりです。そのほかに請求のあった3件については、法の定める要件を満たしていないことから却下としています。

①公共工事請負契約の落札者決定基準（総合評価方式）に係る住民監査請求

請求の要旨

茨城県が一般競争入札の方法により発注する、公共工事請負契約に関して用いられている落札者決定基準（令和3年改訂総合評価方式）は、公正な競争を阻害し、かつ発注者である県の利益を損なう恐れがあるため、この方式による公共工事の発注をしてはならない旨の勧告を発することを求めるものでした。

監査の結果

茨城県が行う総合評価方式による落札者の決定方法には、公正な競争を阻害し、発注者である茨城県の利益を損なわせるような、違法又は不当な点は認められなかったため、棄却としました。

②知事及び議会議長の「故安倍晋三国葬儀」への出席・参列に係る住民監査請求

請求の要旨

「故安倍晋三国葬儀」に知事及び県議会議長が出席・参列するに際して旅費、宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の公金の支出を差し止めること、葬儀に知事及び議長が公務として出席した場合には、出席に要した旅費等の公金支出の損害を補填するため、知事に対し、支出された金額相当の損害賠償を請求すること求めるものでした。

監査の結果

知事及び議長の公務としての国葬への出席に、社会通念上儀礼の範囲を超える点や、裁量権の逸脱又は濫用となる点は認められないことなどから、国葬への出席に係る経費を県が公金で支出することについて、違法又は不当な点は認められなかったため、棄却としました。

【参考】年度別請求件数及び結果（平成30年度～令和4年度）

年度	請求件数	取下げ	却下	監査実施（結果）	備考
H30	8	1	2	5（棄却5）	2件は翌年度棄却
R元	3		2	1（棄却1）	
R2	12		11	1（棄却1）	
R3	1			1（棄却1）	
R4	5		3	2（棄却2）	
計	29	1	18	10（棄却10）	

<請求に係る処理結果の区分>

「勧告」：監査の結果、請求に理由があると認められるため、必要な措置を勧告

「棄却」：監査の結果、請求に理由がないと認められるため、請求を棄却

「却下」：請求が法の定める要件を満たさないため、監査を実施せず却下

<コラム> 住民監査請求と住民訴訟

住民監査請求に基づく監査委員の監査の結果に不服がある場合、請求をした住民は、裁判所に住民訴訟を提起することができます。

なお、住民訴訟は、住民監査請求を経なければなりません（住民監査請求前置主義といわれます）。

また、住民訴訟の対象は違法な財務会計行為であり、不当なものについては、住民監査請求の対象にはなりませんが、住民訴訟の対象外となります。

V 監査結果に対する措置状況

1 監査結果に対する措置状況

令和4年度の監査結果を知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長に通知し、知事等から監査委員に対して改善措置を講じた旨通知がありました。

これらの措置については、茨城県ホームページで公表していますが、主な措置の内容は、次のとおりです。

知事の措置状況

指摘等の内容	措置状況
口座振込による県税の過誤納金還付処理において、支払不能となった事案の再支払手続を行っていない	<ul style="list-style-type: none">・過誤納金及び追加の還付加算金について、入金を完了した。・事務分担の見直しを行い、複数職員によるチェック体制を整備した。・県税過誤納金還付金に係る支払不能事案の管理簿を作成し、所内関係課の複数職員による事務処理の進捗管理の徹底を図ることとした。
道路占用許可において、担当者が決裁を経ずに許可書を交付するなど不適切な事務処理を行った	<ul style="list-style-type: none">・道路占用許可等の事務処理において、事前相談の段階から複数名で対応することを徹底している。・占用許可及び占用料徴収に至るまで、事務手続の進捗状況を新たに「受付簿 兼 進捗管理表」に記録している。・公印を使用するときは、起案者は押印すべき文書に決裁書類を添えて提示し、公印管守者は、決裁書類と押印する書類の突合を徹底することとした。・公印押印時の「使用簿」への記載を徹底することとした。
個人情報を含むパソコン1台を紛失し、必要な報告を行っていない	<ul style="list-style-type: none">・情報資産の適正な管理について所属職員に周知し、注意喚起を行った。・当該パソコンの外に故障により使用不可となっているパソコン5台について、県の処理方針に従い、ハードディスクを物理的に破壊するなどして適正に廃棄した。・情報資産については、管理担当の目の行き届く場所で保管することとし、利用する際の記録の作成のほか、機器の状況の定期的な確認などを徹底することとした。

<p>公有財産の貸付けに係る収入 手続が遅延していた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに「貸付・使用許可業務等管理表」を作成するとともに職員間で情報を共有することにより、業務進捗状況の見える化を図った。 ・事業担当のほか課長、課長補佐（総括）、業務課長補佐、経理担当など複数職員が調定状況を確認することにより、チェック体制の強化に努めることとした。
<p>処分した固定資産の処分報告 を行っていなかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳と現物との照合を徹底し、所在が確認できない固定資産については、処分報告の手続を進めることとした。 ・資産の更新等の際には、事務所内の連携を強化し、複数職員による相互チェックをすることにより適切な管理に努め、処分報告に漏れがないよう徹底することとした。
<p>契約手続の手順を誤るなど、 不備が多数あった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して注意喚起を行うとともに、財務規則に関する講座を開催して再発防止への指導を受けた。 ・契約事務を行うに当たっては、事業担当者と総務担当者とが事前に必ず協議を行うこと等により両者の連携強化を図ることとした。

教育委員会教育長の措置状況

<p>指摘等の内容</p>	<p>措置状況</p>
<p>適切に管理されていない原乳 を出荷し、全量廃棄となり損 害を与えた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名で電源や乳温を確認するための記録簿を作成した。 ・原乳を冷却して保存するバルククーラーの洗浄記録や動作状況等に関するチェックシート記録簿への記入の徹底を図った。 ・バルククーラーの電源スイッチの誤作動防止のため、スイッチカバーを設置した。 ・原乳の保存温度の異常を検出する自記温度計（乳温監視装置）を導入した。
<p>契約履行期間の変更に関する 契約事務手続がなされてい なかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更契約等の文書事務の際には、決裁前に担当者と審査者が対面による書面の確認作業を行い、その後、担当者・事務長・校長の3者が対面により書類の確認をしてから決裁を行うこととした。 ・担当者には、工事に係る事務処理について改めて研修を行った。

公安委員会委員長の措置状況

指摘等の内容	措置状況
<p>手続きの誤りにより、補助金を過大に交付していた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の所管課のみならず、支出の所管課においても、補助金交付要項や事業者からの申請書類等のダブルチェックを行うことを徹底した。 ・組織全体のチェック機能を強化し、他の補助金等においても、同様の事例が起こらないよう再発防止に努めることとした。 ・当該補助金の交付要項については、より効果的な支援を実現するため、必要に応じて適宜、見直しを行うこととした。

VI 外部監査制度

1 外部監査制度とは

外部監査制度とは、現行の監査委員制度とは別に、地方公共団体が弁護士や公認会計士等と外部監査契約を締結し、財務等についての監査を受けようとする制度です。なお、茨城県では、総務部が所管しています。

この根拠となる改正地方自治法が平成9年6月4日に公布され、平成10年10月1日に施行されています。

この制度は地方分権の推進に伴い地方行政の整備・確立を図るとともに地方公共団体の行政の適正な運営を確保するために、

- ・地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化
- ・地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性の確保

という2つの観点から創設されました。

(1) 外部監査の仕組み

各普通地方公共団体が議会に議決を経たうえで外部監査人と契約を締結し監査を実施するもので、全体的な監査を実施する包括外部監査と特定の案件ごとに契約する個別外部監査の2種類があります。

ア 包括外部監査

外部監査人が自治体の執行する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、必要と認める特定の事件（テーマ）について監査を行います（年1回は最低でも監査を実施し報告書を提出する）。

① 対象団体

- ・都道府県、政令指定都市、中核市については義務付け。
- ・その他の市町村は条例で定めることにより導入することができる。
- ・財政援助団体等も条例により導入することができ、本県でも監査対象としている。

② 契約

普通地方公共団体の長が毎会計年度に議会の議決を経て一の者と締結します。但し、同一者との契約は連続3回までとなっています。

イ 個別外部監査

本来は監査委員が実施する次の監査請求及び要求を外部監査人が特例としてその請求等の都度に監査します。

- ・ 選挙権を有する者（50分の1以上の署名が必要）からの事務監査請求
- ・ 議会からの監査請求
- ・ 長からの監査要求
- ・ 長からの財政援助団体等の監査要求
- ・ 住民からの監査請求

① 対象団体

条例により定めた普通地方公共団体において実施できます。

② 契約

普通地方公共団体の長が監査請求及び要求があった都度に議会の議決を経て一の者と締結します。（包括外部監査人と個別外部監査契約を締結する場合は、締結後に直近の県議会に報告すれば足りる。）

ウ 外部監査人

① 弁護士

② 公認会計士

③ 国や地方自治体で行政経験があり、監査事務に精通している者（但し、知事、副知事、出納長、監査委員の親族等、議員、職員及び職員OBを除く）。

④ 税理士

エ 外部監査人の監査にあたっての義務等

① 守秘義務

外部監査人は監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととなっています。外部監査人でなくなった後であっても同様です。

② 刑法その他の罰則の適用

外部監査人は監査の事務に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととなっています。

オ 外部監査人の監査事務の補助

外部監査人は監査の事務を補助させることができます。

この場合、外部監査人はあらかじめ監査委員に協議しなければならないとされています。

カ 外部監査人と監査委員の関係

① 外部監査人と監査委員との関係

- ・外部監査は、監査を実施するに当たっては監査委員にその旨を通知する等の相互連絡を図り、また、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮することが必要です。
- ・外部監査人の求めに応じ監査委員の監査事務に支障の来さない範囲内において、監査委員の事務局長、書記、その他の職員を外部監査の事務に協力させることができることとされています。

② 議会、長その他の執行機関、職員との関係

外部監査人の監査を受けるにあたっては、適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならないとされています。

③ 議会との関係

普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関して必要に応じ外部監査人又は外部監査人であった者に説明を求めたり意見を述べたりすることができることになっています。

キ 外部監査に関する監査委員の意見

- ・外部監査人との契約及び解除について長に意見
- ・外部監査人の監査結果に関し必要と認めるとき、長、議会等に意見
- ・個別外部監査請求(住民監査請求を除く)について、監査委員の監査に代えて外部監査によることについて長に意見

ク 監査委員による公表等

- ・外部監査人補助者の告示
- ・外部監査結果報告の公表
- ・外部監査結果に基づく措置の公表

(2) 本県の実施状況 (令和4年度)

テーマ

- ・水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について

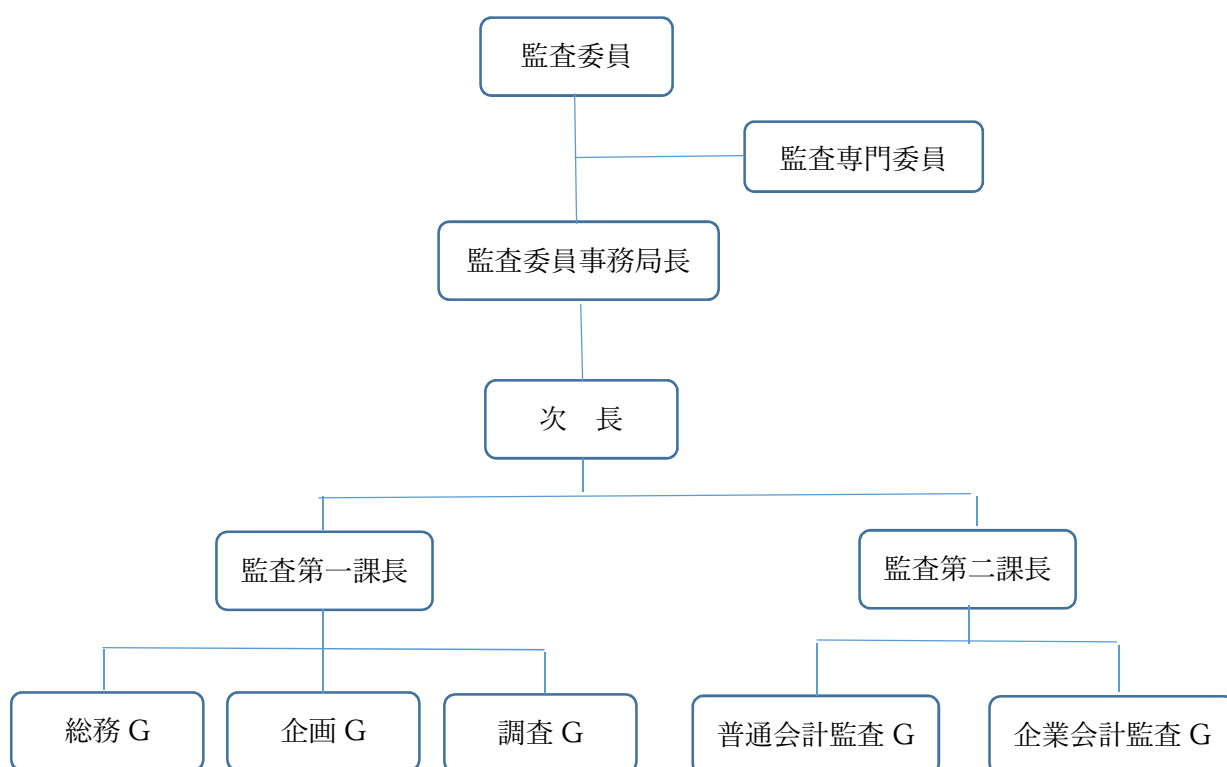
外部監査人

小笠原 隆 (公認会計士)

Ⅶ 監査委員事務局

1 監査委員事務局

監査委員（4人）の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。
監査委員事務局長以下18人が、監査委員の指示に従って、事前の調査や検査を行い、監査委員を補助しています。



茨城県の監査（監査のあらまし・令和4年度監査結果）

発行：茨城県監査委員事務局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-5523